

○道路交通法第108条の34の規定による車両の使用者及び監督行政庁に対する通知要領について

平成6年5月2日
山口交指第429号

1 目的

法第108条の34の規定は、法第74条及び第75条に規定する車両等の使用者の義務と対応するものであって、使用者の雇用する運転者に対する監督、指導義務を合理的に履行させ、道路交通に関する責任の自覚を促すとともに、車両の使用者の事業を監督する行政庁に対して、行政指導等の資料として通知することを目的とする。

2 使用者及び監督行政庁に対する通知を必要とする事案の範囲

車両の使用者の業務に関してなされたと認められる交通関係法令違反等のうち、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 救護義務違反（法第117条の違反行為をいう。）
- (2) 酒酔い運転（法第117条の2第1号の違反行為をいう。）
- (3) 麻薬等運転（法第117条の2第3号の違反行為をいう。）
- (4) 妨害運転（法第117条の2第6号及び第117条の2の2第11号の違反行為をいう。）
- (5) 無免許運転（法第117条の2の2第2号の違反行為をいう。）
- (6) 酒気帯び運転（法第117条の2の2第3号の違反行為をいう。）
- (7) 過労運転等（法第117条の2の2第7号の違反行為をいう。）
- (8) 大型自動車等無資格運転（法第118条第1項第7号の違反行為をいう。）
- (9) 速度超過（法第118条第1項第1号又は第2項の違反行為のうち、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を30キロメートル毎時(高速自動車国道等においては40キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為に限る。）
- (10) 積載物重量制限超過（法第118条第1項第2号の違反行為のうち、車両について第57条第1項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の2倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為に限る。）
- (11) (1)から(10)までに掲げる法違反以外のもので、死亡事故（事業用自動車の運転者が第一当事者であるものに限る。）に係るもの
- (12) 無車検運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第58条第1項の規定に違反する行為をいう。）
- (13) 無保険運行（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為をいう。）

3 通知

通知を必要とする事案を認知した警察署長及び高速道路交通警察隊長は、次に掲げる区分により、使用者及び監督行政庁に対して通知するものとする。

(1) 車両の使用者に対する通知

ア 当該事案の車両の使用者に対し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）第38条の5の規定による別記様式第22の12の通知書により通知するものとする。

イ 当該事案の車両の使用者が、他署管内の者である場合には、当該使用者の事業所の所在地を管轄する警察署長に対し、道路交通法令違反通報書（別記様式第1号）により、使用者に通知した旨を通報するものとする。

(2) 監督行政庁に対する通知

車両の使用者が、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、当該事業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局の長に対し、総理府令第38条の5の規定による別記様式第22の13の通知書により通知するものとする。

4 関係簿冊の備付け

車両の使用者及び監督行政庁に対し通知した場合は、通知索引簿（別記様式第2号）に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

5 報告

毎月取り扱った通知件数については、別に定めるところにより報告すること。